



定期検査費用(年2回)を助成しています。

対象はどうなっているの？

対象者は次の5点に当てはまる方です(1つでも該当しない場合は対象になりません)。

- ① 広島県に住民票がある方
- ② 診断結果が次のいずれかの方
(治療後の経過観察期間の方を含みます。)(※)
- ③ 「肝炎治療受給者証」を持っていない方
- ④ 世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の方
- ⑤ 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意された方(裏面参照)

※無症候性キャリアは対象となりません。受診調査票の診断結果を御確認ください。

助成の内容はどうなっているの？

検査を受けられた方の次の費用を助成します(医療機関でお支払いいただいた後、申請により対象費用をお支払します※¹)。

- ① 初診料(再診料) ② ウイルス疾患指導料 ③ 検査費用(※²)

※¹ 助成対象とならない費用を除外して算定するため、申請額と支給額が異なる場合があります。

※² 対象となる検査費用の詳細については、県薬務課にお尋ねください。

対象となる検査は全額助成してくれるの？

所得及び診断名によって、助成する金額が異なります。

- ① 住民税非課税世帯の方 ▶ 対象となる費用全額

- ② ①以外で世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の慢性肝炎患者

▶ 対象となる費用から自己負担額2,000円(※)を除いた額

- ③ ①以外で世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の肝硬変・肝がん患者

▶ 対象となる費用から自己負担額3,000円(※)を除いた額

※1回分の検査で負担する金額となります。

どうやって申請するの？

1 必要書類の受取

支給申請書、医療費確認書を県保健所・薬務課などで受け取る。



2 受診

医療機関を受診し、検査を受ける。
(領収書と診療明細書を必ず保管してください。)



3 申請

申請書類一式を保健所又は薬務課に申請する。

※申請書一式は、広島県ホームページをご参照ください。



申請の締め切りはあるの？

定期検査を受けてから1年以内の申請が必要です。申請に必要な書類は、広島県ホームページをご参照ください。



初回精密検査費用を助成しています。

令和2年4月から助成対象者を拡充しました。

初回精密検査費用助成とは？

広島県では、県、市町又は職域で実施した肝炎ウイルス検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象に、医療機関で精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成しています。

対象はどんなになっているの？

対象者は次の3点に当てはまる方です（1つでも該当しない場合は対象になりません）。

- ① 広島県に住民票があり、医療保険、後期高齢者医療保険等の被保険者等である方
- ② 1年以内に次のいずれかの肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
 - 県又は市町が実施する〔特定感染症検査等事業〕・〔健康増進事業〕の肝炎ウイルス検査
 - 職域で実施する肝炎ウイルス検査 ○ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査 ○ 手術前の肝炎ウイルス検査
- ③ 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意された方（裏面参照）

検査内容はどんなになっているの？

検査を受けられた方の次の費用を助成します（※1）。

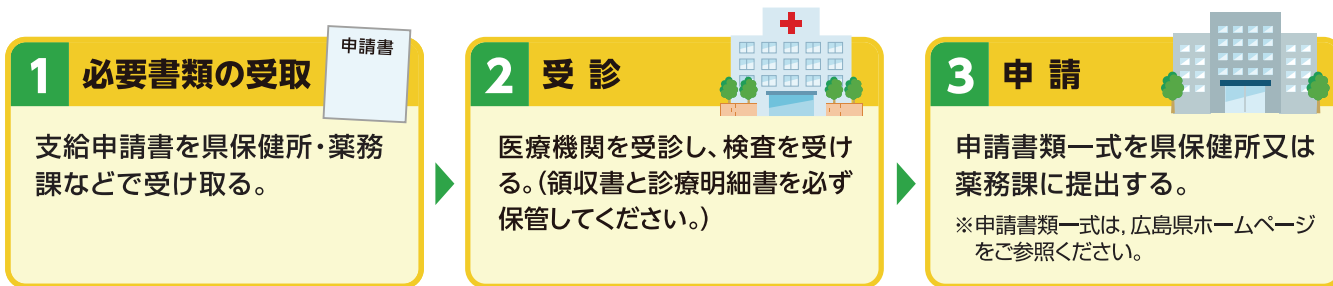
- ① 初診料（再診料）
- ② ウイルス疾患指導料
- ③ 血液検査（※2）
- ④ 腹部超音波検査

※1 助成対象とならない費用を除外して算定するため、申請額と支給額が異なる場合があります。

※2 血液検査は助成対象とならない項目があります。



どうやって申請するの？



申請の締め切りはあるの？

肝炎ウイルス検査結果通知日から**1年以内**の申請が必要です。

※詳細は広島県ホームページをご参照ください。

